

1. 令和6年度開設予定の保育施設

令和6年4月から下表の施設が開設予定です。

希望園として申請が可能ですので、追加される場合は令和5年12月1日から期限までにお電話にてご連絡ください。

| 新規・移転 | 施設名 | 施設種類 | 住所 | 対象児童生年月日 | 定員 |
|-------|-----------------------|----------------------------|----------|----------|-----|
| 新規 | みょうけん幼稚園 (旧ほしだ幼稚園) | 認定こども園 (幼稚園から認定こども園へ移行) | 妙見坂7-2-2 | 1歳児～5歳児 | 75人 |

2. 令和6年度からの利用調整基準

令和6年4月入所選考から適用する利用調整基準は、3・4ページの「利用調整基準表」のとおりです。

この基準表と提出書類の内容をご確認いただき、新たに該当する内容がある場合は必要書類を追加で受付けますので、令和5年12月28日(木)の期限までにご提出ください。

3. 今後の予定

| 時期 | | 令和6年4月入所選考 | |
|------|-----|----------------------------|---------------------------|
| | | 年度選考 | 4月選考(2次選考) |
| 令和5年 | 11月 | 受付期間(随時) | |
| | 12月 | 12月28日(木) 17:30 申請・変更の受付締切 | |
| 令和6年 | 1月 | 選考期間 | 受付期間(随時) |
| | 2月 | 2月中旬 結果通知(※) | 2月29日(木) 17:30 申請・変更の受付締切 |
| | 3月 | | 3月中旬 結果通知(※) |
| | 4月 | 4月1日入所(入園) | |

(※) 入所申請者には、令和6年2月中旬までに「入所内定」又は「入所保留」を通知します。

「入所保留」の場合は、内定辞退者及び欠員が生じた場合に、令和6年2月末日までに申請・変更した方と併せて選考を実施し、3月中旬に内定者のみに通知します。

4. 令和6年4月入所選考に関して公表する情報

以下のとおり「年度選考対象者に限った延べ申込者数」を、窓口及びホームページで公表予定です。

12月中旬頃：11月末時点の情報
1月中旬頃：12月末時点の情報

こちらのページで
12月中旬頃に公表予定です⇒



5. 令和6年2月・3月入所選考にかかる方で、令和6年4月入所選考の辞退・希望日変更の手続き

令和6年2月・3月入所選考にかかる方で、令和6年4月入所選考を希望しない場合又は希望日を令和6年5月1日に変更する場合は、予め令和6年4月入所選考の辞退・希望日変更の手続き(申出書の提出)を行ってください。なお、令和6年4月入所選考を希望する場合は手続き不要です。

この手続きにより、以下①②が可能になります。

- ①育児休業中で令和6年2月・3月の入所選考で内定が出なかった際は、「入所保留証明書」が発行できます。
- ②内定を辞退した訳ではないため、マイナス調整点は適用されず、入所選考にかかることができます。

※令和6年2月・3月入所選考にかかる方が、令和6年5月入所希望として令和6年4月入所選考にかかりたい場合も、こちらの手続きが必要です。

〈令和6年4月入所選考辞退・希望日変更のための手続き方法〉

提出書類：令和6年4月入所選考の辞退・入所希望日変更申出書

提出期限：令和5年12月28日(木) 17:30まで(土・日・祝日・休日を除く)

提出方法：①こども園課窓口にて配布したものか、市ホームページでダウンロードした申出書に署名する。

②こども園課窓口にて提出(持参)をする。

※窓口にて内容確認を直接させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。

※申出書は保護者全員(父・母)の署名が必要のため、期限に余裕を持ってご準備ください。

※期限までに提出がない場合は、令和6年4月入所選考の対象とさせていただきます。



6. 令和6年2月・3月入所希望園及び令和6年4月入所希望園の取扱い

希望園ときょうだい2人以上の申込希望状況を変更する場合は、別紙「令和6年度 保育施設への入所申請内容の確認について（お願い）」を確認の上、令和5年12月28日（木）17：30までに、こども園課まで電話もしくは窓口での手続きをお願いします。

なお、小規模保育施設への入所は2歳児までのため、現在2歳児で小規模保育施設への入所を希望していても、令和6年4月以降は小規模保育施設への入所希望は無効となります。
そのため、令和6年4月入所選考以降の希望園を変更しない場合、以下の取扱いとなりますのでご注意ください。

- ①無効となる園については、希望園から除外します。
- ②希望園が除外された場合、希望順位の繰り上げは行いません。
例：第1希望の園が除外された場合、第2希望の園を第1希望として取扱うことはしません。
- ③除外された園は、希望園の数には含みません。
例：5園希望している内のひとつが除外された場合は、希望園の数は4園となります。
※【同点の場合の優先順位】の「希望する園の数が多いもの」についても、4園として判断します。
※【調整点】の15番についても、「第5希望まで希望している場合」が要件になりますので、対象外となります。

令和6年4月入所選考より新しく適用

7. 多子・多胎世帯への調整点の要件の変更

調整点の要件がそれぞれ「市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設に2・3号認定で入所していない児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合」、「市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設に2・3号認定で入所していない多胎児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合」に変更となります。

そのため、きょうだいのうち1人しか申請していない場合や、きょうだいの入所希望日が異なる場合等、調整点が適用されなくなります。

※障がい等の理由により同時に入所選考にかかることができない場合は、1人であっても調整点が適用されますので、こども園課までご相談ください。

8. 広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合の調整点の点数等の変更

点数及び要件を以下のとおり変更します。

| | 現在 | 令和6年4月入所選考以降 |
|-----|---------------------------------|---|
| 要件 | 広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合 | 広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合 (引続き広域入所を希望する等、市内の園より市外の園の希望順位が上位の場合を除く) |
| 調整点 | 5点（3歳児への進級時は10点） | 6点（3歳児への進級時は10点） |

9. 交野市内で入所中の園が移転等を予定している場合の調整点の新設

交野市内で入所中の認定こども園・保育所・小規模保育施設が移転等を予定しており、継続して当該園への通園が困難な場合調整点を加点します。（移転等予定の当年度は10点、前年度は5点）

令和6年4月入所選考で調整点の加点対象となる園は、8ページの「6. 現時点での令和7年度以降の予定」をご参照ください。

※対象児童の転園申請に調整点を加点しますので、手続きは不要です。

※市が移転等予定を公表した月の月末を締め切りとする入所選考以降の選考で入所した方は、調整点の加点は行いません。また、小規模保育施設等卒園時の調整点との重複加点も行いません。

10. 育児休業明け入所申請者の取扱い

①ひと月前選考の取扱い

育児休業明けでの入所申請については、入所希望日のひと月前の選考から参加できますが、「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」を提出しておりマイナス調整点が適用されている方については、ひと月前選考は行わず入所を希望される月の選考から参加するように変更します。

※入所希望日が令和6年5月1日でマイナス調整点が適用されている場合、令和6年4月入所選考にはかかりません。

②育児休業切上げの可否と入所希望日の取扱い

育児休業明けでの入所申請で内定が出た場合、入所月の翌月1日までに復職が必要です。

そのため、就労証明書にて育児休業の切上げが「否」とされている場合は、入所希望できる日が制限されておりました。令和6年4月入所選考より、「育児休業明け入所申込みについての誓約書」を提出することで、育児休業終了日や育児休業の切上げの可否に関わらず、入所希望日を決めることが可能となります。

※育児休業の切上げが「否」とされていたことにより令和6年4月の入所希望ができていなかった方についても、誓約書を提出して入所希望日を変更することで、令和6年4月入所選考にかかることができます。

※新規に令和6年4月1日以降の入所希望日で育児休業明けの入所申込みをされる方については、誓約書が必須となります。

③下の子の育児休業により退園し、育児休業終了後に再度入園する場合の調整点の取扱い

点数等が変更となっております。詳細は4ページの「2. 調整点」をご確認ください。